

市内在住のひとり親家庭の親で、パソコンの文字入力ができる方
 各10人
 2,000円
 1歳以上の就学前児を対象に託児あり（5人）
 10月15日（金）必着。⑤に⑥のほか、受講理由、託児希望の方は子どもの氏名・年齢を明記して、〒260-8722 千葉市役所こども家庭支援課へ。☎245-5631、☒kateishien.CFC@city.chiba.lg.jpも可
 同課☎245-5179☒前記



ちば司法書士総合相談センター相談会

10月2日・16日～30日の土曜日10:00～15:00
 千葉司法書士会館（美浜区幸町2-2-1）
 相続、少額訴訟、借金など
 電話相談不可
 電話で、ちば司法書士総合相談センター☎204-8333
 同センター☎前記☒247-3998。日曜日休業

こころの健康センターの相談

①思春期相談＝10月4日（月）・22日（金）、11月1日（月）14:00～16:00、10月8日（金）15:00～17:00。②アルコール・薬物依存相談＝10月7日（木）・20日（水）、11月4日（木）14:00～16:00。③一般相談＝10月20日（水）10:00～12:00。④高齢者相談＝10月21日（木）14:00～16:00。⑤ギャンブル等依存相談＝11月10日（水）13:30～16:30
 ①～④専門医・⑤精神保健福祉士による相談
 本人または家族
 各3人
 電話で、こころの健康センター☎204-1582
 同センター☎前記☒204-1584

社会保険労務士相談

10月4日（月）・18日（月）、11月1日（月）10:00～16:00
 県社会保険労務士会千葉支部事務所（中央区富士見2-7-5富士見ハイネスビル3階）
 労働、社会保険、年金など
 各相談先着5人
 電話相談不可
 電話で、同会千葉支部☎224-9027
 同会千葉支部☎前記☒224-9058

住宅増改築相談

10月8日（金）10:00～15:00
 区役所。中央区はきばーる1階
 増改築や高齢者向けの改造など
 当日直接会場へ
 増改築相談員協議会☎285-3003☒290-0050

女性のための助産師による健康相談

稲毛区＝10月8日（金）、中央区＝20日（水）10:00～12:00。若葉区＝15日（金）13:30～15:30
 保健福祉センター
 妊娠・出産に関することや、思春期から更年期までの女性のからだに関する事で悩んでいる方
 電話で、同センター健康課・中央☎

221-2582、稲毛☎284-6494、若葉☎233-8714
 健康支援課☎238-9925☒238-9946

外国人のための労働相談・法律相談

①10月9日（土）、②18日（月）13:00～16:00
 国際交流プラザ
 ①社会保険労務士による労働相談、②弁護士による法律相談
 各先着4人
 通訳希望者は要事前相談
 ①10月8日（金）・②15日（金）12:00までに電話で、国際交流協会☎245-5750
 同協会☎前記☒245-5751。日曜日休業

目の愛護デー電話相談

10月10日（日）9:00～16:00
 眼科医による目の健康についての電話相談。相談専用電話☎242-4271
 県眼科医会☎前記☒332-9484

行政書士による相続・遺言・成年後見相談

10月12日（火）＝若葉区役所。22日（金）＝中央保健福祉センター15階。いずれも、13:00～16:00
 当日直接会場へ。電話相談不可
 県行政書士会千葉支部・樋口さん☎080-1039-5550☒306-7233

くらしとすまい・法律特設相談

くらしとすまいの特設相談
 10月13日（水）10:00～15:00
 相続・遺言、登記、税、不動産取引、建築・リフォーム、土地の境界
 各相談先着8人
 1人30分。電話相談不可
 10月1日（金）9:00から電話で、広報広聴課☎245-5609

特設法律相談

10月23日（土）13:00～16:00
 弁護士による相談
 16人
 1人20分。裁判所で訴訟・調停中のもの、電話相談は不可
 10月14日（木）までに電話で、同課☎前記。電子申請も可
 中央コミュニティセンター
 同課☎前記☒245-5796

不妊専門相談

面接相談
 10月13日（水）14:15～16:30、22日（金）17:45～20:00
 総合保健医療センター
 医師と助産師による相談
 不妊や不育症でお悩みの方
 各先着3人
 電話で、健康支援課☎238-9925

電話相談
 10月7日～28日の木曜日15:30～20:00（最終受付19:30）
 助産師による相談。相談番号☎090-6307-1122
 同課☎前記☒238-9946

心配ごと相談所の相談

法律相談
 10月14日（木）13:00～15:00
 弁護士による相談
 先着6人（電話相談の場合は5人）
 裁判所で訴訟・調停中のものは不可
 10月13日（水）15:00までに電話で、心配ごと相談所☎209-8860（火～

木曜日）
常設相談
 火～木曜日10:00～15:00（12:00～13:00を除く）
 民生委員・児童委員などによる、面談または電話での相談
 同相談所☎前記☒312-2442

消費生活センターの多重債務者特別相談

10月14日（木）・28日（木）13:00～16:00
 弁護士による相談
 各先着6人
 1人30分程度。相談には債務者本人が来所。家族同伴も可。電話相談不可
 電話で、消費生活センター☎207-3000
 同センター☎前記☒207-3111

分譲マンション相談・アドバイザー派遣

10月14日（木）＝大規模修繕、維持管理、建替えに関する相談。21日（水）＝法律相談など。いずれも、13:30～16:30
 中央コミュニティセンター
 相談結果により、現地で助言を行うアドバイザーの派遣も可
 前週金曜日までに電話で、すまいのコンシェルジュ☎245-5690。☒245-5691も可（☑を明記）
 同住宅政策課☎245-5849☒245-5795

空き家空き地相談会

10月17日（日）10:00～12:00
 文化センター
 空き家や空き地の処分、解体、相続問題、権利関係などの相談
 先着20人
 電話で、日本空き家空地対策協会☎307-7688。☒307-7689も可（☑を明記）

弁護士による養育費相談

10月22日（金）13:30～16:30
 中央保健福祉センター
 離婚に伴う養育費など
 市内在住のひとり親家庭の方、離婚を考えている方（子どもがいる方に限る）
 3人
 1人50分程度
 10月12日（火）必着。⑤に⑥を明記して、〒260-8722千葉市役所こども家庭支援課へ。☎245-5179、☒245-5631、☒kateishien.CFC@city.chiba.lg.jpも可

不動産に関する相談会

10月22日（金）10:00～16:00
 県不動産鑑定士協会（中央区富士見2-22-2千葉中央駅前ビル5階）
 不動産鑑定士による相談
 当日直接会場へ
 県不動産鑑定士協会☎222-5795☒222-9528

マンション管理士による相談会

10月23日（土）10:00～12:00
 都賀コミュニティセンター
 10月22日（金）12:00までに電話で、マンション管理士会☎244-9091。☒244-9094も可（☑を明記）

LGBT電話相談

第3日曜日14:00～18:00（相談日ごと1人1回30分まで）

日常生活でLGBT当事者や周囲の方が抱える性自認や性的指向が関係する悩みなどを、電話で相談できます。
 相談専用電話☎245-5440
 予約不可。匿名・通称名での相談可
 男女共同参画課☎245-5060☒245-5539

人権擁護委員による常設人権相談

平日8:30～17:15
 差別待遇、名誉棄損、いやがらせ、いじめなど人権上の悩みごとについて。全国共通人権相談ダイヤル☎0570-003-110
 千葉地方法務局人権擁護課☎302-1319または男女共同参画課☎245-5060☒245-5539

青少年の悩みごと相談

平日9:00～17:00
 非行問題、いじめ、不登校など青少年の悩みごと。相談先＝青少年サポートセンター（中央コミュニティセンター内）☎382-7830☒382-7831、東分室（千城台市民センター内）☎237-5411、西分室（市教育会館内）☎277-0007、南分室（鎌取コミュニティセンター等複合施設内）☎293-5811、北分室（花見川市民センター等複合施設内）☎259-1110



WEBアンケートであなたの意見を市政に!

10月1日（金）～10日（日）、HPでWEBアンケートを行っています。
 テーマ＝「新型コロナウイルス感染症対策」「消防団」「公共交通の利用」抽選で、動物公園の施設利用券などを進呈。詳しくは、HP「千葉市WEBアンケート」で検索
 ちばシティポイント対象事業
 広報広聴課☎245-5609☒245-5796

青少年相談員

青少年相談員は、県知事および市長から委嘱され、地域の青少年の相談に応じて指導助言を行うほか、レクリエーション活動、スポーツ活動、文化活動などを企画運営するボランティアです。
 20～55歳以下で、青少年に愛情を持ち、青少年とともに地域に根ざした活動ができる方
 各中学校区7～12人程度
 任期＝2022年4月1日～2025年3月31日。詳しくは、HP「千葉市 青少年相談員」で検索
 10月18日（月）までにEメールで☑を明記して、健全育成課☒kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jpへ。☒245-5995も可
 同課☎245-5973☒前記

ティーミーティングの参加団体

11月4日（木）13:30～14:20、11日（木）15:00～15:50
 市役所市長室
 参加団体の活動内容などについて市長と意見交換
 各1団体（5～9人）
 10月8日（金）必着。⑤に⑥のほか、Eメールアドレス、団体名、活動内容、参加人数、話し合いたいテーマ

特に記載のない場合は、●申し込みは1日から受け付け ●応募多数の場合は抽選 ●対象は市内在住・在勤・在学の方 ●料金は無料
 申込時に記載する必要事項は15面参照。